

2020年5月15日

各 位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 中川 順子
問い合わせ先 サポートダイヤル 山中 淳
TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS NOMURA 原油インデックス連動型上場投信」の 当面の運用に関するお知らせ

「NEXT FUNDS NOMURA 原油インデックス連動型上場投信」(以下「当 ETF」といいます。)(銘柄コード 1699)における、現下の原油先物市場の状況を踏まえた当面の運用についてお知らせいたします。

現在、当 ETF では、信託財産の保全の観点から、NOMURA 原油ロングインデックス(「対象指数」といいます。)の構成銘柄から、期先限月への早めの乗り換えおよび限月の分散を図るなどの対応を行なっております。

WTI 原油先物市場は2020年4月20日に5月限の清算価格でマイナスを付けるなど、過去に例を見ない値動きとなっております。当該対応は組入先物の清算価格がマイナスとなった場合に信託財産を保全することが困難となる恐れがあるため、相対的にマイナスとなりにくいと考えられる限月へ乗り換えを行なったものです。

5月14日現在、対象指数は7月限の先物価格を用いて算出されておりますが、当 ETF においては8月限、9月限、12月限と期先限月の組入を行なっております。

弊社といたしましては、**引き続き、信託財産の保全を重視した運用を行なって参ります。結果、基準価額と日本円換算した対象指数との連動性が従前の運営時よりも低下しております**が、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

当 ETF の最新の組入情報については「東証ウェブサイト」、「NEXT FUNDS ウェブサイト」において公表されています。

- ・東証ウェブサイト：<http://tse.factsetdigitalsolutions.com/iopv/table?language=jp#>
- ・NEXT FUNDS ウェブサイト：<https://nextfunds.jp/lineup/1699/>

以下、当 ETF の目論見書に記載する投資リスクについて等をご勘案の上、ご投資の判断をお願い致します。

・ 交付目論見書(投資信託説明書) :

https://www.nomura-am.co.jp/fund/pros_gen/Y1141699.pdf

1. 連動対象指数について

当 ETF は、日本円換算した対象指数に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。)を目指します。

2. 投資リスクについて

■ 主な基準価額の変動要因

原油先物等取引の 価格変動リスク	ファンドは、原油先物等取引を利用しますので、原油先物等取引の取引価格の変動により、ファンドの基準価額は変動します。特に原油先物市場の流動性の低下、投機家の参入、政府の規制・介入等によって、原油先物等取引の取引価格が著しく不安定となり、ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。
債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、米ドルのエクスポージャーを原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ない、また、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

■ 対象指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が対象指数と高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①原油先物等取引の買建ての額が必ずしも純資産総額と同額とならないこと
- ②追加設定・解約等に対応するために行なった原油先物等取引および外国為替取引の約定値段と当該日の評価値段とのずれ
- ③追加設定・解約時または取引を行なう原油先物等取引の限月の変更時等における売買コストの負担があること
- ④取引を行なう原油先物等取引の限月の変更を対象限月銘柄の出来高その他流動性を勘案

して行なうため、指数算出ルール通りに限月の変更を必ずしも行なわない場合があること

- ⑤公社債等の短期有価証券への投資による利子等収入があること
- ⑥短期有価証券の価格が、市場金利の変動等により変動すること
- ⑦信託報酬等のコスト負担があること

また、主として以下のような状況が発生した場合、当 ETF の「投資方針」に従って運用ができない場合があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①商品市場および外国商品市場において取引規制が変更された場合または新たに導入された場合
 - ②運用資金が少額の場合
 - ③原油先物等取引の証拠金の差し入れ比率が一定水準以上に引き上げられた場合
 - ④市場の大幅な変動や流動性の低下等により、原油先物等取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合
- *対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

※ この他、当 ETF に関する詳細は、当社の NEXT FUNDS 専用ウェブサイトおよび当 ETF ウェブサイトをご参照下さい。

<https://nextfunds.jp/lineup/1699/>

<https://www.nomura-am.co.jp/fund/funddetail.php?fundcd=141699>

※ 日本取引所グループの下記ウェブサイトに掲載の「ETF 投資のリスク」もご参照下さい。

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/risk/index.html>

日頃の皆様からのご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上